

市川大町町の文化財



市川大門町には、国・県・町の指定を受けた文化財が43件あります。これらの文化財は、市川大門町の永い歴史の中で、それを証拠だてる唯一の遺産であり、町民共有の貴重な財産であります。

近年、開発にともなう社会の変貌は目覚ましいものがあり、この中にあって文化財は、その保存上大きな影響を受けております。

このため、多くの町民の皆様が、またと得がたい文化財に興味を持っていただき、より深いご理解をくださることを願って、本書を刊行いたしました。

本書が、私たち町民の心の糧として、また地域文化の向上に役立てば幸いです。

平成五年三月

市川大門町教育委員会

目次

指定別	種別	時代	名称	所在地	番号	所有者・管理者	指定年月日	頁
国	考古資料	中国・三国時代	神獸鏡	市川大門町高田	①	一宮浅間神社	昭和五十四年六月六日	2
県	書跡	室町時代	王代記	市川大門町一〇二三	②	畑川匡匡	昭和三十七年十二月十七日	3
県	書跡	江戸時代	回木家文書	市川大門町一〇〇九	③	回木忠造	昭和五十二年三月三十日	4
県	工芸品		銅鏡(内行花文鏡)	市川大門町高田	④	一宮浅間神社	昭和四十三年十一月二日	5
町	自然記念物		一宮浅間神社赤松林	市川大門町高田	④3	一宮浅間神社	昭和四十九年十二月二十六日	5
町	天然記念物		流通寺のビヤクシン	市川大門町高田二七八六	⑤	流通寺	昭和四十三年十一月八日	6
町	天然記念物		四尾連のリュウメンヒノキ	市川大門町山家三六〇七	⑥	四尾連区長	昭和五十五年九月十八日	7
町	建造物	江戸時代	熊野神社本殿	市川大門町平塩	⑦	宮司 村松 齊	昭和四十八年六月六日	8
町	工芸品		脇指(和州住正長)	市川大門町高田二三五〇	⑧	渡辺国博	昭和六十二年三月二日	9
町	書跡	戦国・江戸時代	渡辺家文書	市川大門町高田二三五〇	⑨	渡辺国博	昭和五十四年十一月一日	9
町	書跡		平塩寺過去帳	市川大門町五六六九	⑩	花園院	平成五年三月二十四日	10
町	考古資料	南北時代	板碑	市川大門町一七八五	⑪	市川大門町	昭和四十八年六月十六日	10
町	民俗資料	室町時代	六地藏石幢	市川大門町印沢	⑫	高田一区区長	昭和四十七年六月二日	11

町	民俗資料	淨身石	市川大門町山家四尾連	山保七区区长	昭和四十七年六月二日	11
町	民俗資料	印石	市川大門町印沢	高田一区区長	昭和四十七年六月二日	12
町	民俗資料	延命石	市川大門町金剛院坂	植田米助	昭和四十七年六月二日	12
町	民俗資料	丸山の石龕	市川大門町山家一七〇	村松建夫	平成五年三月二十四日	13
町	民俗資料	愛教山の石龕	市川大門町字愛教山	高野藤雄	平成五年三月二十四日	13
町	民俗資料	割石峠の石龕	市川大門町黒沢二四〇九	山保七区区长	昭和五十四年二月一日	13
町	民俗資料	群桑沢の石龕	市川大門町山家四尾連	山保七区区长	昭和五十四年二月一日	13
町	民俗資料	龕帯那峠と石龕	市川大門町山家帯那	妙伝寺檀家総代	昭和四十八年六月十六日	13
町	民俗資料	石清水の石龕	市川大門町山家清水	山保四区区长	昭和五十年五月十四日	14
町	民俗資料	の近萩の石龕	市川大門町山家近萩	山保五区区长	昭和五十年五月十四日	14
町	民俗資料	藤田の石龕(栃久保)	市川大門町山家藤田	山保六区区长	昭和五十四年二月一日	14
町	民俗資料	山藤田ヒン曲の石龕	市川大門町山家藤田	山保六区区长	昭和五十四年二月一日	14
町	民俗資料	堀切峠の石龕	市川大門町山家堀切	山保八区区长	昭和五十四年二月一日	14
町	民俗資料	蛇石の石龕	市川大門町山家堀切	山保八区区长	昭和五十四年二月一日	14
町	民俗資料	入の石龕	市川大門町黒沢入猿尾	世話人代表前嶋広平	昭和五十四年二月一日	14
町	民俗資料	地藏石仏	市川大門町山家四尾連	四尾連区長	昭和四十七年六月二日	15
町	民俗資料	五丁目の山車	市川大門町五丁目	五丁目山車保存会	昭和四十七年六月二日	16
町	歴史資料	市川大門村並絵図	市川大門町一七八五	市川大門町	昭和五十六年十二月一日	16
町	民俗資料	印沢いぼ地藏	市川大門町印沢	印沢区	平成五年三月二十四日	17
町	民俗資料	賽湖碑文	市川大門町山家四尾連	四尾連区	平成五年三月二十四日	17
町	無形民俗文化財	子安神社神楽	市川大門町山家四尾連	子安神社神楽保存会	昭和五十三年十月十五日	18
町	無形民俗文化財	手漉和紙	市川大門町一三六二―二	豊川久雄	昭和六十二年二月五日	18
町	史跡	江戸・明治時代 江戸時代	市川大門町向新田	市川大門町	昭和四十二年十一月二十日	19
町	史跡	平安時代	市川大門町平塩	市川大門町	昭和四十七年六月二日	20
町	史跡	江戸時代	市川大門町	市川大門町	昭和四十七年六月二日	20
町	天然記念物	アララギ	市川大門町五七一	広瀬義仙	昭和四十八年六月十六日	21
町	天然記念物	コノテガシワ	市川大門町五七一	広瀬義仙	昭和四十八年六月十六日	21
町	天然記念物	ヒイラギ	市川大門町山家五一〇	石原勸蔵	昭和五十八年六月二十八日	22
町	天然記念物	熊野神社大クヌギ	市川大門町平塩	熊野神社	平成五年三月二十四日	22
町	天然記念物	代官所のフジ	市川大門町一七三三―一	市川大門町	平成五年三月二十四日	23

指定文化財分布地図

あとがき

年号早見表

指定文化財分布地図





(考古資料)
神獸鏡

市川大門町高田一宮浅間神社
昭和五十四年六月六日指定

この銅鏡は、明治二十七年（一八九四）西八代郡三珠町大塚
宇鳥居原の古墳から村人のてにより発見された。

径十二・五五cm、反三、七八^{mm}で、外区に「赤鳥元年五月二
十五日丙午造作明意 百涑清銅 服者君侯 宜子孫 壽萬年」
の銘があり、区内には、四神四獣を配している。

赤鳥元年は、呉の時代の年号で、西歴二三八年であり、中国
揚子江流域で造られたものと考えられる対置式神獸鏡で一般に
は「赤鳥元年鏡」又は「赤鳥元年四神四獣」と呼ばれている。

おのだいき
王代記

市川大門町一二二三 畑川慶蔵
昭和三十七年十二月十七日指定



表紙



全一冊で、四十一丁（ただし大正八（一九一九）年の装丁で、別に四丁の表紙と見返しがついている）。表紙には、「×王代記」と左上に書名が記され、右下に「甲斐国東郡八幡山常住」「上之坊」と二行が書かれている。

「上之坊」は山梨市北の窪八幡神社の別当である普賢寺のことで、真言宗新義派に属するこの寺の住僧が代々受け継いで書いていたものである。

この本は、前半が「王代記」で、後半が「年代記」となっている。「王代記」には、「千時大永四（一五二四）年甲申卯月九日書畢」と最初に書かれ、神代から後土御門天皇（一四六四）〜一五〇〇）までの帝王編年史で、神代から御小松天皇（一三九二〜一四一二）までは同一筆跡で、その後は別筆跡である。

「王代記」は、他の「王代記」に類似しているが、「年代記」については、正保二（一六四五）年までの、甲斐国内の重要記事が記されていて、たとえば、天文年間（一五三二〜一五五五）から、永禄年間（一五五八〜一五七〇）の武田信虎・信玄公時代の記録は、詳細正確で、武田氏研究の貴重な資料であるといわれている。

めぐりきけもんじよ 回木家文書

市川大門町一〇〇九 回木忠造

昭和五十二年三月三十一日指定

(昭和五十二年三月一日町文化財指定)



天和年間(一六八一)から嘉永年間(一八五三)までの、前句付け、俳書、歌書、書簡、俳諧古文書、軸、和歌俳句の短冊、色紙の九種、百七点である。甲斐における俳諧の歴史を確立したのは、一瀬調実と市川和同であるが、これを助けたのは、寛文八(一六六八)年以前に俳諧の宗匠に列せられた岸本調和である。

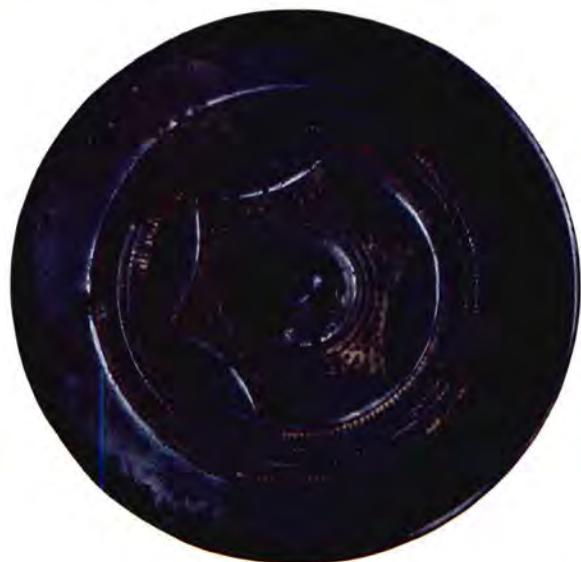
調実は市十郎といい、江戸往来の時、幕府歌学所の北村季吟に和歌の教えを受け、柳沢吉保の歌会で「四方」を詠じ、白根山の号を受けている。季吟のはからいで天和二年に調和の門人となって調実と号するようになった。

和同は、上野村御崎神社の神官市川義行で、貞享元(一六八四)年、調実の家に滞在中の岸本調和の門人となった俳人である。

貞享二年に調実によって刊行された「白根嶽」は、甲斐俳書の第一号である。この本を刊行する前と後の二度、京都の季吟のところに参上している。

指定文化財の主要なものとして、季吟の書簡、井原西鶴と俳諧矢数を競った伊勢の大淀三ヶ風の書簡、谷村藩守秋山但馬守の家老高山幼世の書簡、芭蕉の真筆、其角の短冊「朱樹老人」。嵐外や南屏の書など、なお、文化十(一八一三)年、一茶の友人石原有斐(七丁目の人)によって刊行された「星づく里」は、調実が晩年詠じた「風や星のなる木を植えて行く」から取ったものである。

回木家は、一瀬民部丞実寿の家で、市川の鎮守、八幡神社の神官で、武田晴信に戦勝祈願の御玉会守符を贈り、天正十二(一五八四)年には、徳川氏御用紙「肌吉衆」六名中の一人として、名主を務めた家柄であり、明治九年に一瀬姓を回木姓に改正し現在に至っている。



銅鏡

内行花文鏡

市川大門町高田一宮浅間神社

昭和四十七年二月八日指定

内行花文鏡で、明治二十七年（一八九四）西八代郡大塚村（現三珠町）鳥居原にあったといわれる狐塚古墳から発見されたが、乱掘のため正確な出土状況は不明である。法量は直径一〇・三cm、外区から内区にかけて亀裂が生じ、銘文帯はなく、六花文の様式は、明らかに仿製（和鏡）であることを示している。



（自然記念物） 一宮神社のアカマツ林

市川大門町高田一宮浅間神社

昭和四十九年十二月二十六日指定

一宮浅間神社境内のアカマツ林は面積が広く、大木で、樹勢よく、樹齡二〇〇年の巨木や「根上り松」と呼ばれる高い所から根を出している珍しい樹形のものもあり、県下に比類ないものである。

近時「松くいむし」による被害が生じ大木が枯死し、駆除に懸命である。

流通寺のビヤクシン

市川大門町高田二七八流通寺
昭和四十三年二月八日指定



ビヤクシンは、別名イブキ、イブキビヤクシン、カマクラビヤクシン、ビヤクダンなどと呼ばれている。枝はよく分岐し、大型の灌木状、もしくは喬木状にまで成長し、縦割れがしやすく、葉は、隣片葉か針状葉で枝に密着している。分布は、本州・四国・九州の主として海岸地方に自生しているが、大木は植栽されているものが多い。

県内では、中巨摩郡甲西町古長禅寺にある夢窓国師手植になる「四つ白檀」。中巨摩郡白根町大嵐の善応寺の「大嵐のビヤクシン」。中巨摩郡増穂町大字小屋宇田之頭の「田之頭のビヤクシン」。中巨摩郡八田村野牛島諏訪神社の「野牛島のビヤクシン」などの県指定の天然記念物が著名である。

流通寺のビヤクシンは、境内の庭園中の古木で、目通幹囲二・九〇m、根廻り四・二四m、樹高七・二四m、枝張りは、東西四・三九m、南北五・一五mで、樹勢は旺盛であり、葉色も極めて良く、南東方面の枝張りが特に良好である。樹齡は数百年と推定され、前述の県内のビヤクシンに劣らぬものである。同庭園には、柿の老木もあり、「子持柿」として珍しい巨木であって、流通寺の歴史を物語るものである。

ビヤクシンの持つ特性で縦に割れが入っているが、雨水浸入防止のコンクリート埋もしくかりしていて、倒壊防止支柱とともに防護棚が完備されていて保存にも充分配慮されている。

四尾連しびれのリヨウメンれ・ンヒノキ

市川大門町山家四尾連地内
昭和五十五年九月十八日指定



四尾連湖畔、地元の厚い信仰と多くの伝説を秘めた子安神社の境内に大ヒノキが、二本対になって生えている。

この大ヒノキは、地元では「箸檜」といって、こんな伝説が伝えられている。

建久年間（約七九〇年前）源頼朝が、富士の巻狩の時、この地で鷹狩りをする途中、子安神社で休息した。その時、檜の枝を折って箸の代用にされた。それを地面に挿しておいたところ、これが活着して二本のさかさ檜となったという。

もともと源頼朝は四尾連には巻狩りには来ていない。だが、この大ヒノキがあることは、子安神社が四尾連から市川へ、また蛭ヶ岳から富士五湖方面への要地に位置し、古い歴史を秘めていることがうかがえる。

この大ヒノキのうち、北側のものは、根廻り幹囲一二m、目通り幹囲六・八m、樹高二一m、地上三mのところから幹が数本に分れ、幹には数人が入れる程の空洞がある。南側のもはやや細く根廻り幹囲一〇m、目通り幹囲四・六m、樹高約二二m、下枝は地上三mのところから出ている。両者とも枝張りは東西約一五m、南北約十二m。樹勢は旺盛である。

県下でのヒノキの最巨木は、河口浅間神社入口の大ヒノキでしたが、これは、樹勢が衰えたので切られてしまったため、現在では、子安神社の大ヒノキ（リヨウメンヒノキ）が、県下の最巨木となっている。

熊野神社本殿

(一間社流造・檜皮葺)

市川大門町平塩地内
昭和四十八年四月十六日指定

本殿



彫刻

平塩岡のほぼ中央の小高い丘の上にある熊野神社は、市川地区上手の氏神様で、東側は塩沢川に臨み、西側は四尾連湖への旧道に接している。老松に覆われ南面して建立されている。

この神社は、平塩地内の諸神をこの熊野神社の地に集め祀つたと伝えられている。

町指定文化財で唯一の建造物、熊野神社本殿は、その縁起は明瞭でないが、材質や手法などからして、江戸時代末期までに造立されたものと推定される。

本殿の建築様式は、一軒社入母屋向千鳥破風向拝軒唐破風付で、屋根は檜皮葺・総檜造である。

建造物の各所に見られる彫刻的装飾はみごとなもので、入母屋造り身舎壁面は、東面には「翁の図」、北面は「鍛冶師の図」、西面は「大蛇成敗の図」、脇障子は「昇龍・降龍」の透彫が施してある。

蓼股・料拱・肘木・桁・頭貫・大斗・紅梁・大瓶束・海老紅梁・木鼻・垂木をはじめ斗組なども素晴らしく、獅子・花鳥・老松の彫刻が特に目立つ。

この彫刻は伊豆国、現松崎町出身の石田半兵衛父子の作品ではと云われている。半兵衛は邦秀、長男馬次郎は信秀を名乗り、小沢流彫刻から小沢雅楽助ともいった。次男富次郎は希道、四男徳蔵は俊秀と彫刻家の一家であった。

この本殿の再建されたときの棟札に「熊野大神本殿再建、嘉永五年（一八五二）春手斧始、安政元年（一八五四）十一月落成、棟梁、立川金四郎、大工、石原忠助、一瀬義吉」と記してある。



脇差

和州住正長

市川大門町高田二三五〇 渡辺国博

昭和六十年十月十八日指定

和州住正長は、大和五派のうちの手搔派の刀工である。

この脇指（脇差）は、万治三（一六六〇）年発行「山押形集」所載の名刀で、永享（一四二九〜一四四〇）年間の作と伝えられる。

鎬造りで、鎬高踏張り強く重ね、厚い中切先。鍛・刀文は小板目よく詰んで刃寄りの柁がかり地沸つく。刃文中直刃深く、五ヶ所互の小沸つき打ちけ、金筋入り、帽子（銚子Ⅱ鋒）は焼詰・茎は生ぶ先切って一文字である。

脇指風の拵も立派、安政三年作の白鞘に納る。

渡辺家文書

市川大門町高田二三五〇 渡辺昭平

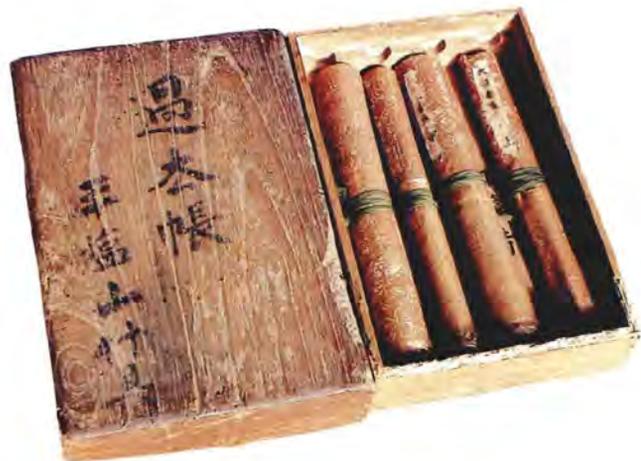
昭和五十四年二月一日指定

渡辺家は、文章家・儒家の家系で医者との縁組もあつたり名主平次右衛門の家である。

古文書類・古籍類など八〇点、製菓などの版木類なども所蔵している。古くはもつと所蔵していたが、数次の水害のため、多くの書籍類が散逸したことは残念である。

所蔵する主要なものをあげると、「御用富士川道宇天神滝玄石水行直御重幅丁図」「山口明神」掛図、「雲外玄鷹の喝」などのほか、峡中風流人海（文政九）、甲斐国志草稿、醫道切紙（元龜二年）などがある。





平塩寺過去帳

市川大門町花園院

平成五年三月二十四日指定

この過去帳は高野山金剛頂院末の花園院にあり、桐の被蓋の箱に入っており箱の表には「過去帳」平塩山什具とあり、箱の蓋裏に「平塩寺千時寛政四年（一七九二）壬子歳九月吉日）甲斐国八代郡市川上野村 武家神務兼帯刑部三郎義清末孫市川別當内膳源行光大過去帳四軸奇進之」と書かれている。中の四軸は

常行三昧堂上番大過去帳（平塩寺関係者三十七名）

「中番」（源家関係者百五十六名）

「下番」（平家関係者三十五名）

（根本堂関係僧侶二百九十名）

の名前の記載されているもので、甲斐国の中世並に宗教史の研究の上では重要な資料であるとされている。



板碑

市川大門町四五三二 村松定孝

昭和四十八年四月十六日指定

貞治四年（一三六五）三月の板碑

中央に梵字キリク（阿弥陀仏）を彫り、蓮座に乗った典型的な南北朝時代の特徴をもった保存状態がよい完形品である。

文安三年（一四四六）八月銘の板碑

種子のキリクと蓮座の様式は室町時代の特徴を示しているもので年号が文應とも読めるが「妙善禅門」と供養名のある頭部が破損している板碑である。

板碑は五輪塔・宝塔などをより簡素にした卒塔婆で、二枚共明治二十二年花園院の村松与左衛門家の墓地から発見された。緑泥片岩の秩父地方で産出する岩石で、郡内地方には広く分布するが国中地方では珍しいものとされている。

六地藏石幢

ろくじせうせきどう

市川大門町印沢地内

昭和四十七年六月二日指定

六地藏の信仰は室町時代になると一般化し、六地藏が刻まれている石幢が各地で造立されるようになった。

この石幢は基礎の上に幢身を乗せ、その上に中台を置き、中台の上に仏像を刻んだ龕部を安置し、その上に笠と宝珠を載せてある重制の六地藏石幢である。一見石灯笼に似ていて、幢身は丸く、龕部は灯笼の火袋のように見える。龕は破損しているが、六地藏が刻まれている笠をしっかりと支えているが、ほぼ完全な形で残り室町時代の様式をとどめている。

町内には永禄年間、武田信玄の建立した六地藏があつたと伝えられているが今は幢身のみ、黒沢地内にもあるが、この印沢の石幢が一番見事である。



淨身石

きよみいし

市川大門町山家四尾連地内

昭和四十七年六月二日指定

県道四尾連湖公園線の途中、部落の手前に「川」と云う場所がある。巨岩の隙間から湧水が絶間なく流れている。この清水を貯えた池のほとりに、出産児の乳児に良く似た、別名子供石ともいわれる淨身石（別名産婦淨身石）がある。

（昔、木花咲耶姫が、富士山の墳火から難を逃れるため四尾連湖へ向う途中、危変して陣痛が起り、この「川」にて無事出産、淨身石に座して身を淨めたと伝えられている。）

以来土地の住民は深く信仰し、婦人の産後一週間以内にこの石に裸身で産し、頭から池の冷水をかぶり淨身の習慣が慣行された、不思議なことに、淨身した母子は病氣一つしない事実が伝えられ、神の加護ともいわれた。又、医学的にも冷水による血液循環の促進と精神的自信に連なると学者は言う。



印石おしていし

市川大門町印沢地内
昭和四十七年六月二日指定

昔、弘法大師が諸国巡礼のおり、この地を通られ、道端の大石に腰をおろして食事をしながら、村人に村の様子を尋ねたが、人々は相手にしなかった。そこで大師は、しばらく黙禱して腰掛けた大石に右手をついて立つと、不思議に堅い石に手の形がついた。人々は大いに驚き、ただ人ではないと察し、早速に村人を集めてきてすっかり敬服して説教に聞き入ったという。後になって、その人が弘法大師であることを知り、里人はこの石を大切に祀り、押手石（印石）にちなんで、村の名を印沢と呼ぶようになったという。

右手の印石は部落の上手にあつて、昔は大きな池があり、雨乞いの行事が行なわれていた。左手の印石は源昌寺内にあり民俗資料として貴重なものである。



延命石えんめいせき

市川大門町金剛院坂 植田米助
昭和四十七年六月二日指定

市川本町から平塩岡に通ずる金剛院坂の登り口に、「平塩岡追遠の碑」が建られている。そのかたわらに不思議な伝説を秘める黒色の大きな奇石が祀つてある。延命石と称し里人はこの石神を信仰することにより、非常な功德を受けていたという。

この延命石は、平塩山白雲寺という大寺があり、天台百坊といわれ沢山の支院があつた。その支院のどの寺かにあつたといわれるが、長い間に白雲寺も、支院の多くも廃寺になったり岡から下に移り、延命石の所在も不明となった。ところが太平洋戦争中金剛院坂の竹林の中から発見され、現在地に祀られるようになった。

石を信仰の対象とすることは自然の石に霊を感じ、人の力ではどうすることも出来ないことを神にお願いし、お祈りしたもので、延命石は市川をはじめ近郷の里人が無病息災、延命長寿を願う民間信仰の石神である。



山保の石龕群

せつかん



1



2



3



4



5

① 丸山の石龕

平成五年二月二十四日指定・山家丸山地内

② 愛教山の石龕

平成五年二月二十四日指定・愛教山地内

③ 割石の石龕

平成五年二月二十四日指定・黒沢割石地内

④ 桑沢の石龕

昭和五十四年二月一日指定・山家四尾連地内

⑤ 帯那峠と石龕

昭和四十八年四月十六日指定・山家帯那地内

⑥ 清水の石龕

昭和五十年五月十四日指定・山家清水地内

⑦ 近萩の石龕

昭和五十年五月十四日指定・山家近萩地内

⑧ 藤田栃久保の石龕

昭和五十四年二月一日指定・山家藤田地内

⑨ 藤田ヒン曲の石龕

昭和五十四年二月一日指定・山家藤田地内

⑩ 堀切峠の石龕

昭和五十四年二月一日指定・山家堀切地内

⑪ 蛇石の石龕

昭和五十四年二月一日指定・山家堀切地内

⑫ 入りの石龕

昭和五十四年二月一日指定・黒沢入地内



8



7



6



10



12



11



9

石龕とは、巨石や山腹に穴を穿って、その中に仏像を祀る祠や塔と寺の中間型のものであって、龕（かん又はがん）は仏像を祀る「入れもの」を指している。

この分布は、県内で峽南地方をはじめ多く確認されているが、東河内地方、わけても山保地区に集中して存在している。

このうち、最古で最大たものは帯那峠の石龕で、二段構えの石垣に十数段の石段があり、龕内は内陣（二重構造）まであって、宝暦期に彫まれた馬頭観世音と以降の蚕影明神などを祀る立派なもので、旧い東河内路の要所であることから、昭和四十八（一九七三）年に「史跡」として町の文化財に指定された。

清水の石龕は、県道四尾連湖公園線の改修に際し問題化したもので、丸彫合掌形の馬頭観世音立像が安置され、その像背には次の銘文がある。

「宝暦丙子 歳月九月十一日（一七五六）

奉開眼南無馬頭観世音菩薩

願主 小林□□□とある。

これらは、峠や急坂・悪路などの交通の難渋の場所、（帯那峠・堀切峠・蛇石・栃久保（二ツ石）・桑沢）。道路の分岐点や部落の入口（近萩・清水・入り・ヒン曲）などに造立されていて、祀神は、馬頭観世音が主で、地元の産業に関係する蚕影明神（帯那峠・入り）を併祀するものもあり、蛇石のように馬頭観世音立像を二体合祀するものもある。

造立時代は、宝暦期が二、明和期が二、天明期が一で、不明が七であるが、宝暦期から天明期（一七五二年頃から一七八八年頃）にかけてのものであろう。

（一）祀神形態と信仰。（二）交通路の変遷の状況。（三）村落の結合関係。など民俗資料として極めて貴重なものである。

地藏石仏

じぞうせきぶつ



市川大門町山家四尾連地内
昭和四十七年六月二日指定

県道四尾連湖公園線の終点に近い四尾連部落入口に簡素で古
微を帯びたお堂が一株ある。庭先には、「大念儒(仏)供養」と刻
まれた大きな碑、機山公の碑などがある。このお堂の中に、三
十二体の石仏群が安置されている。

建物は、間口三間、奥行三間、宝形造り、質素なお堂で建立
年代は不詳、江戸時代上期のものと思われる。

石仏群は、お堂内の奥の段上に安置され、その数三十二体、
石仏の作は、室町時代から江戸時代にわたって土地の住民が先
祖の供養をかね、それぞれ寄進しその年代と氏名が、石仏の裏
面に刻まれている。

中央正面に安置してある石仏は、代表的のもので、頭光を配
し、台座三〇cm、高さ八五cmの大きさである。左手に宝珠を右
手に錫杖、彫刻は簡素である。裏面には明応八(一四九〇)年
と年号が刻まれている。室町時代武田信虎の父、信繩のころ、す
でに建立されたもので、県下でも古い石仏と評価されている。

四尾連部落は、当時十六戸の住民が住んでいたという。そし
てこの石仏を中心とした信仰、生活が営まれ、葬式、集會、
部落、組伍長制の指揮統制がこのお堂の中で行われたという。

石仏群は、当初屋外に建立され長い間風雨にさらされていた
が、お堂建立により屋内に安置されたといわれる。

江戸時代中期にいたり、曹洞宗応竜山浄泉院が、四十戸の檀
家により建立され信仰の中心は、石仏群のある地藏石仏から寺
院へ移行したのである。



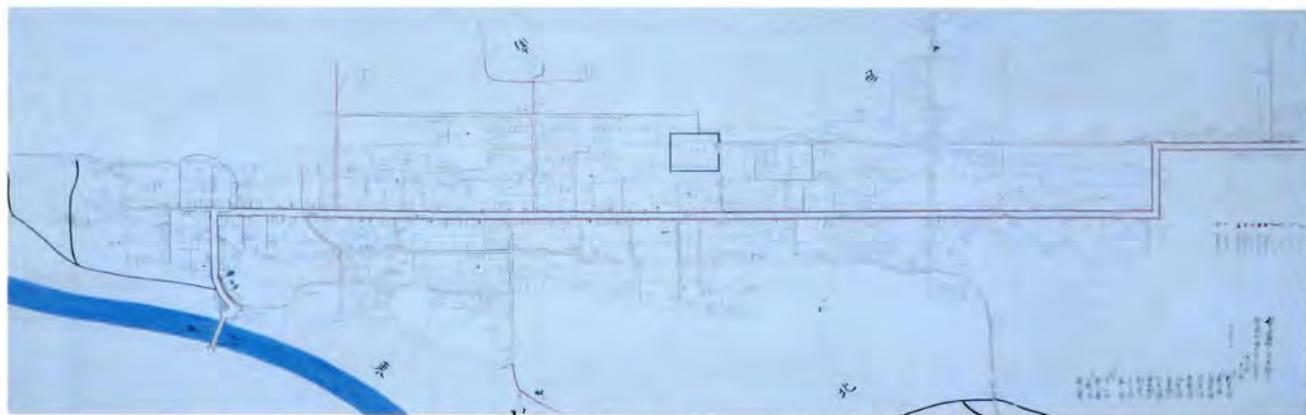
五丁目の山車だし

市川大門町五丁目山車保存会
昭和四十七年六月二日指定



「五丁目の山車」は、嘉永年間に造られたもので、山車の中央部に打上げ花火の筒がある全国でも非常に珍しい山車である。市川は古来、和紙漉の本場で、此の技術を伝えた甚左工門を祀るといわれる「神明の花火」と呼ばれ元禄・享保(一七一六―一七三六)のころから盛んになった。江戸時代、徳川家へ上納の御用紙を運ぶ折に江戸で見た打上げ花火の大きさに驚き、江戸の花火師を市川へ雇いこの技術を市川へ取り入れた。此のため寛政年間には三洲の吉田、常陸の水戸とともに日本三大花火に数えられるようになった。山車の上の「揚げ筒」は木造り春慶塗りで、径五寸から七寸五分(十五cm)二十cm)で真鍮の金具を配し、色とりどりの幔幕が張られるようになっていて、立派な山車である。花火衆も軽衿に花笠、三枚麻裏の草履のいでたちで、各地から見物客が参集したという。

五丁目の叶屋に長く保管されていたものを、昭和四十年当町の本通りの会が結成された際、古老の言い伝えを耳にした会員らが、「五丁目山車保存会」を結成しこれの保存に努めている。なお、最初の打ち揚げ筒は、竹を縄で巻いたもので、町内にはケヤ木に竹のタガを巻いたものが残っている。



市川大門村並絵図

市川大門町一七八五
昭和五十六年十二月一日指定

この絵図面は安政四巳年(一八五七)に市川大門村で作製したもので、村の家並・道路・水路・堤・村役人・御用紙漉・御宿・料理家・茶屋・水車屋・酒造屋・旅籠屋の印をつけている大きなもので横四m二三cm、縦一m三七cmある。当時の村並を知る大切な絵図である。



いぼ地蔵

市川大門町印沢地内

平成五年三月二十四日指定

疣いぼを治してくれる地蔵様として、太平洋戦争後まで、高田地区の深い信仰をあつめていた。

この疣地蔵様は、地元では、一休和尚が開眼したものを、元治二（一八六五）年に再建したと伝えられている。

地蔵様の顔を石で捕（搦）き、その石の粉を疣に塗れば治る故にこの名が付けられたという。また「オコリ病」にも御利益があったといい、明治八（一八七五）年の記録に、「地蔵の顔は深い穴が穿いていて、半依の供養田があったものを民有地に編入し、庭には石臼を飛石に使い、像の後に梅樹が植えられていた」などが書かれている。

蹇湖碑文しひれこ

市川大門町山家四尾連

平成五年三月二十四日指定

千時文化八年辛未年端午蹇湖碑文

赤岬城南。蛾岳巉崖山上有湖。神竜潜焉。祈霽則靈雨降。祈妊則子母安矣。云志尾連不知孰。蓋謹按易云。山上有水。蹇也。水曰潤下。蹇蹇也者痿痺之稱。蒲依之義也。以寒以足。寒坎之義足良之義也。坎氣隱伏。以為山。本朝訓志尾連止伏之謂也。伏与蛾同訓。亦猶蛾之伏于網中一矣。謂之甲子。故蛾岳之名。蛾岳險。干東。潤沢沅西南。或对白帝望月。以称蛾眉山。蒼脚所采異干巴蜀也。将建碑焉。需銘詞以伝干不朽云。詞白。蛾岳有神仙。蹇湖竜上天。正名不所作。万物本来然。

文化十一申戌年九月吉

八十徐 出世閑處儒南屏光為祥 述詞

八華小池益遺稿

建





(無形文化財)
子安神社神楽

市川大門町山家四尾連地内
子安神社神楽保存会
昭和五十三年十月十五日指定

四尾連湖の傍らに、安産加護の子安神社がある、祭神は木花咲耶姫命で、例祭は、毎年十月十五日(近年は十五日前後の日曜日)に行う。境内には神殿、拜殿及び神楽殿があり、祭日には神楽の奉納が盛大に行われ、他町村からの参拝客も多く訪れる。

神楽は明治十年宮原村(現六郷町)の浅間神社の宮司藤原吉高氏が、子安神社の宮司を兼、四尾連部落の青年に教えたと伝えられ、昭和三十年まで行われたが、若者の都会への流出で舞子不足となり休止となったが、昭和五十二年、公民館活動の一環として、町、教育委員会の指導援助により、地元山保地区、四尾連区の協力を得て二十年ぶり復活した。今後は子安神社神楽保存会により、永久に伝承保存することとなった。

(無形文化財)
手漉和紙

市川大門町一三六二―二 豊川久雄
昭和六十二年二月二十四日指定

手漉和紙の製造は、原料調整はもとより、和紙を漉く作業での紙料の「汲み込み」「化粧水」「調子」「捨て水」と日本独特の「流し漉き」の技法は一朝一夕に体得出来るものではなく、本町の貴重な手漉和紙の遺産である、「市川肌吉紙」は、徳川家御用紙を漉き上げた先達から築き上げた技術を伝承し、それを忠実に再現して来た。長く継承されたこの貴重な技術も一たび途絶えると、再び復活される事は至難の業である。江戸、明治、大正、昭和初期には、本町でも百人を越えていた紙漉工も時代を経るに従い激減し、現在では二名となり、豊川久雄氏は第一人者である。



押しきりけいじょうあと 押切刑場跡及 び 青洲堤 せいしゅうづつみ

市川大門町向新田地内
昭和四十二年十一月二十日指定



本町第一号の文化財である。

江戸幕政時代の甲斐の刑場は石和配下の山崎と谷村配下の金井、それに市川領内の押切(芦川の下流・三川落合)の三ヶ所であった。

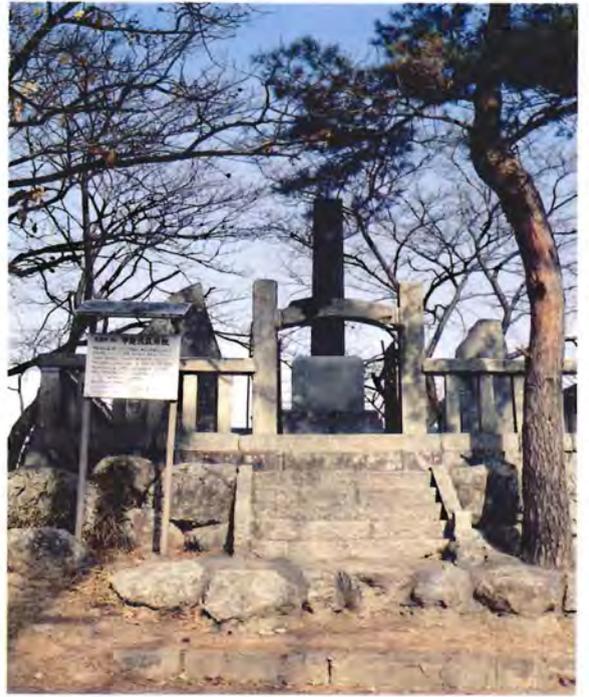
市川の代官所は五丁目(御陣屋)にあり、獄舎は非人頭・浅平の屋敷とともに一丁目にあった。刑の執行日になると縄をつけた罪人は宿通りから六丁目の十字路を右折して刑場につれていかれた。

死刑は、罪の種類により火あぶり、磔付(はりつけ)、打首などで、死体は河原に埋めたのである。

刑場跡の供養塔は安政三(一八五六)年十一月建てられたもので、数度の水害による堤防の改修工事により、位置が変わって現在地に移築されたが、昭和四十三年六月、理想教信者が自家の祖先の霊に災するものとの理由で、無届にて無残にも破壊し芦川に捨てたものを復元し、達てると危険なためにコンクリートづけし横にねかせてある。言い伝えによると刑場は芦川の流札の南側にあったといわれている。

青洲堤は芦川堤の特別の名称で、芦川の下流が明治時代に数度の洪水で堤が決壊し、本町は大災害を受けた。渡辺青洲は、関係官庁への動きかけ等したが県下一円の大水害のあとで思うようにならず私財を投じて堤を完成させた。その後の大改修工事で昔の青洲堤はなくなったが、その慈善的行為は後人も忘れずに桜を植えて花見を行って「青洲堤植櫻之記」の石碑を作り「青洲堤」の名を後世に伝えようとした。

近年市川大門バイパスが通り、芦川の橋に「青洲橋」と名付けられたのも、青洲堤からであり、桜の植樹と共に河川公園化計画が進められている。



甲斐源氏旧跡

市川大門町平塩地内
昭和四十七年六月二日指定

甲斐源氏の基となった源義清は、新羅三郎義光の三男で、常陸国武田郷に勢力を広めていたが長子清光の濫行のかどによって天承元年（一一三〇）父子共に市河庄に流罪となった。このことが甲斐源氏発祥の地として伝承されており、明治十八年時の郡長依田孝氏等県内有志が中心となって三条実美揮毫・重野安経選文・長三州の筆の青銅の碑が建立された。

同碑の傍には「いとどしく殖生の小屋のいぶせきに千鳥啼くなり市川の森」源義清「山里は月に心を松風の声より外にしるべあらしな」武田信玄の歌が石に刻まれていた。平塩の岡は古い歴史を秘めた所であるが、この場所は平地の眺望を有する古跡にふさわしい所である。

市川陣屋跡

市川大門町一八六一
昭和四十七年六月二日指定

明和元年（一七六四）駿府の出張陣屋が市川大門村に置かれ、寛政七年（一七九五）甲州市川代官所（本陣屋）となった。支配地も次第に大きくなり、代官所の人員も次第に増加したことが文書によりうかがえる。天保六年（一八三五）二月十一日の落合火事で類焼し、時の代官山口鉄五郎は領内の名主等とはかって再建につとめ、火除地等を増加した建物の平面図が残されている。正庁と代官の居



間・手代元締の建物・公事方の長屋の建物等があった。明治維新後郡役所・役場・学校と併用されたが、のち市川小学校として使用された。昭和八年、小学校等の移転によって道路や宅地にされ、戦後寿会館建設のため当時長屋門の御門だけが現在地に移設された。

アララギ・コノテガシワ

市川大門町五七一 宝寿院
昭和四十八年四月十六日指定

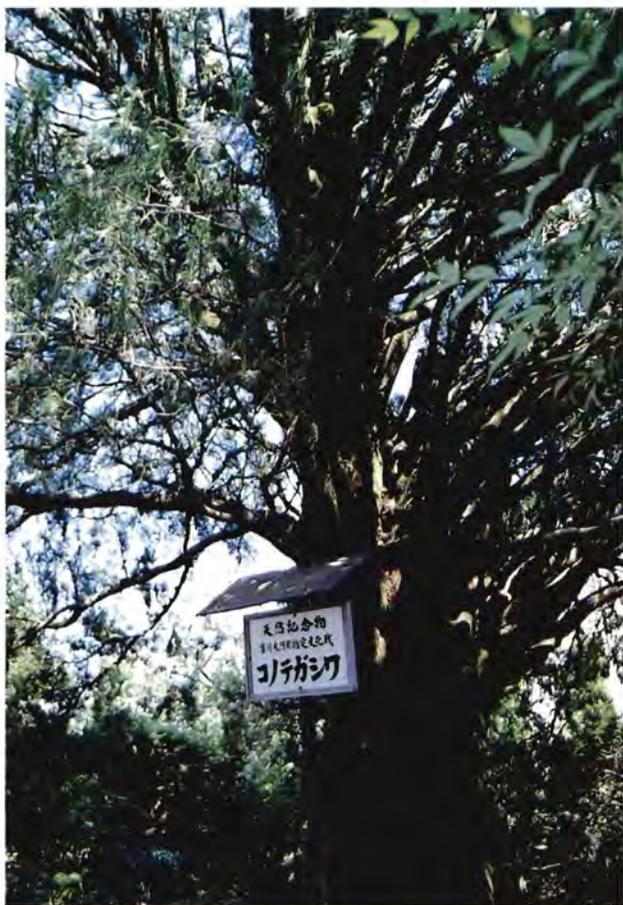
宝寿院は、平塩山白雲寺の一支部であって、延暦年間に、法相宗から天台宗に、次いで天正年間に真言宗に改宗し、古くは平塩の上原にあったものが、現在地に寺堂が建立されたという。

境内の南には、夢窓国師の構築になるといふ庭園がある。前方に池水が流れ、老松に、サツキと見事な石組、背後にコノテガシワとアララギを配し、万松山を借影として調和をはかっている。昭和二十三年十月八日に県から庭園とともに史跡名勝天然記念物の内定を受けた。

コノテガシワは、ヒノキ科の常緑小高木。中国が原産地で、中国地



アララギ



コノテガシワ

方から静岡県下まで自生するが、多くは庭木として植えられている。枝・葉は手の平を立てたようになる。目通り幹圍二・七〇m、根廻り幹圍四・六五m、樹高一〇・九m、枝張りは、東西六・六六m、南北六・九六mに達し樹勢極めて旺盛で、直上する幹、南東にのびる支枝は張りがよい。県内ではまれに見る大木で、庭園樹として手入れが行きとどいてい

る。
アララギは、イチイ科の常葉喬木性の木で、本州の深山に広く自生している。笏しやくを作ることから、イチイと呼ばれ、オンコとも呼ばれる。葉が線形で枝にほぼ二列に並んで羽根状につき、裏側には黄緑色の気孔群が二筋あり、雌雄異株株である。

目通り幹圍二・三二m、根廻り幹圍二・四二m、樹高五・一五m、枝張りは、東西六・三六m、南北六・六〇mに達し、目通りあたりから数本に分岐している。庭木風によく手入れがされている名木である。



ヒイラギ

市川大門町山家五一〇

昭和五十八年六月二十八日指定

モクセイ科の常緑硬葉の小高木、関東以西の山野に自生するが庭木としても利用される。葉は対生でほぼ楕円形、縁に数個の歯針があり、50年以上の老木になると歯針がなくなる。樹高は3〜5mで雌雄異株で、秋葉腋より雌雄異花の白色小形の合弁花をつけ佳香を発し、暗紫色の実を結ぶ。材は、印材・そろばん玉・将棋の駒などになる。

クリスマスの装飾につかうホーリーはモチノ木科の小高木で別種である。

目通り幹囲一・六八m、根廻り幹囲二・三〇m、樹高一〇m、枝張り東西一二m、南北一二m、の巨樹で、樹下に石祠を祀る。

熊野神社の大クヌギ

市川大門町平塩

平成五年三月二十四日指定

クヌギは、桐・櫟・椴・榎などの字があてられ、ブナ科の落葉広葉の喬木で、山野に自生し雑木林をつくる。樹皮は暗褐色で縦裂、葉は長楕円形で鋸歯を有し、有柄互生。雌雄同株、花は初夏に葉の間に黄褐色の穂状。果実は「おかめどんぐり」と呼ばれ、大きな毬を具え、材は家具や薪炭材になる硬木。樹皮は染料や薬用になる。

境内の南東部にあつて、主樹は北東に伸びるが、地上七mで一回切られているが太い枝が南と西へ張っている。

クヌギとしては、まれに見る巨樹で、樹高一九・三m、根廻り幹囲四・七m、目通り幹囲三m、枝張り、東八m、西九・八m、南六m、北七mである。





代官所のフジ

市川大門町一七三三一
平成五年三月二十四日指定

フジはマメ科の常葉樹で、山野に広く自生したり、観賞用に栽培されている。

幹は一〇m以上にのび、蔓状に他の植物や支柱に右巻にからむ、葉は六対か八対の羽状複葉。花は五月頃淡紫色か白色の蝶形で数cmの花穂で垂れる。莢は長楕円形で、中に円形扁平・暗褐色の種子数粒が入っている。

蔓は強靱で、綱の代用や手芸用品に、皮は繊維原料に加工される。花穂は家紋になる。

このフジの木は、市川代官所（陣屋）の庭にあったものを、昭和八（一九三三）年市川小学校が移転した時、現在地に二本移植した。平塩に新市川小学校が建設されると、内一本は再移植したが枯死した。

町の歴史を物語る名木である。

あとがき

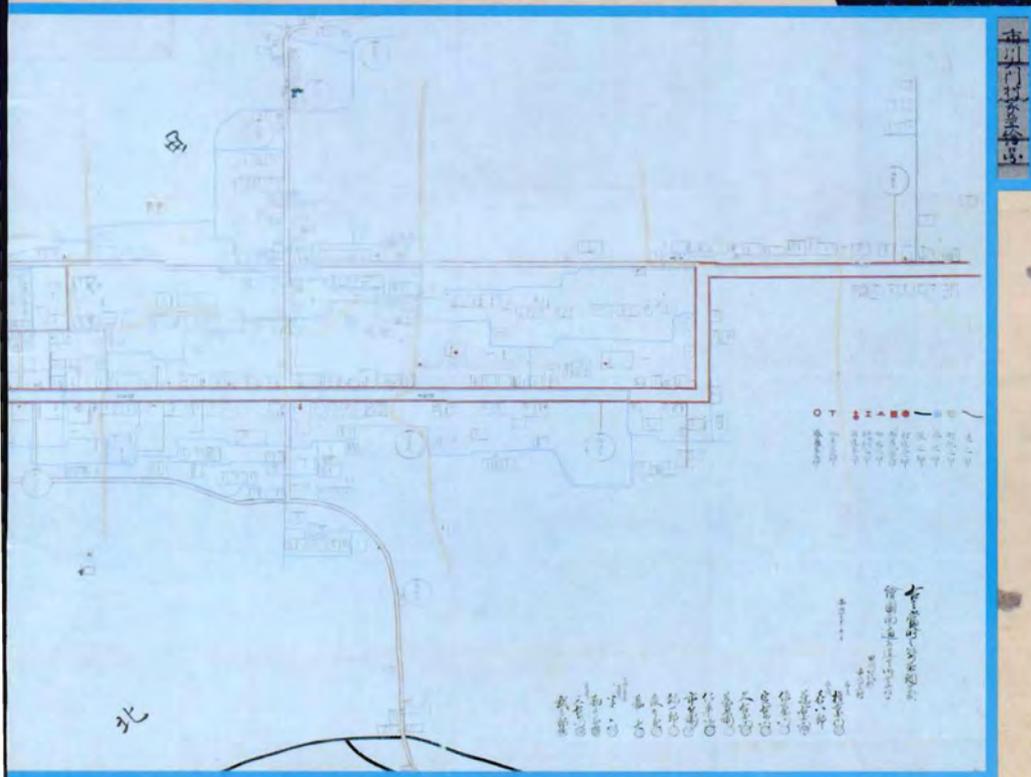
本書は昭和五十四年に刊行された「市川大門町の文化財」が、既に十五年の年月を経ており、その後指定されたものも多くあり、この度これを改訂し刊行いたしました。

本書の刊行にあたり、執筆された市川大門町文化財審議会委員、歴史文化特別調査会委員の先生方はじめ、写真撮影にご協力いただいた市川カメラクラブの皆様、ならびに文化財所有者の方々に、多大なご協力をいただき、まことに有難くここに深甚なる感謝の意を表します。

年号早見表

×=南朝 △=北朝を指示

	年号	西暦	年号	西暦	年号	西暦	年号	西暦	年号	西暦
(飛鳥〜白鳳)	大化	645	永延	987	永万	1165	文保	1317	大永	1521
	白雉	650	永祚	989	仁安	1166	元応	1319	享祿	1528
	(齐明)	655	正暦	990	嘉応	1169	元亨	1321	天文	1532
	(天智)	662	長徳	995	承安	1171	正中	1324	弘治	1555
	(天武)	672	長保	999	安元	1175	嘉暦	1326	永祿	1558
	朱鳥	686	寛弘	1004	治承	1177	元徳	1329	元龜	1570
	(持統)	687	長和	1012	養和	1181	×元弘	1331	天正	1573
	(文武)	697	寛仁	1017	寿永	1182	△正慶	1332	文祿	1592
	大宝	701	治安	1021	元暦	1184	×建武	1334	慶長	1596
	慶雲	704	万寿	1024	文治	1185	×延元	1336	元和	1615
奈良時代	和銅	708	長元	1028	建久	1190	×興国	1340	寛永	1624
	靈龜	715	長暦	1037	正治	1199	×正平	1346	正保	1644
	養老	717	長久	1040	建仁	1201	×建徳	1370	慶安	1648
	神龜	724	寛徳	1044	元久	1204	×文中	1372	承応	1652
	天平	729	永承	1046	建永	1206	×天授	1375	明暦	1655
	天平感宝	749	天喜	1053	承元	1207	×弘和	1381	万治	1658
	天平勝宝	749	康平	1058	建暦	1211	×元中	1384	寛文	1661
	天平宝字	757	治暦	1065	建保	1213	△暦応	1338	延宝	1673
	天平神護	765	延久	1069	承久	1219	△康永	1342	天和	1681
	神護景雲	767	承保	1074	貞応	1222	△貞和	1345	貞享	1684
平安時代	宝龜	770	承暦	1077	元仁	1224	△親応	1350	元祿	1688
	天応	781	永保	1081	嘉祿	1225	△文和	1352	宝永	1704
	延暦	782	応徳	1084	安貞	1227	△延文	1356	正徳	1711
	大同	806	寛治	1087	寛喜	1229	△康安	1361	享保	1716
	弘仁	810	嘉保	1094	貞永	1232	△貞治	1362	元文	1736
	天長	824	永長	1096	天福	1233	△応安	1368	寛保	1741
	承和	834	承徳	1097	文暦	1234	△永和	1375	延享	1744
	嘉祥	848	康和	1099	嘉禎	1235	△康暦	1379	寛延	1748
	仁寿	851	長治	1104	暦仁	1238	△永徳	1381	宝暦	1751
	齐衡	854	嘉承	1106	延応	1239	△至徳	1384	明和	1764
平安時代	天安	857	天仁	1108	仁治	1240	△嘉慶	1387	安永	1772
	貞観	859	天永	1110	寛元	1243	△康応	1389	天明	1781
	元慶	877	永久	1113	宝治	1247	△明德	1390	寛政	1789
	仁平	885	元永	1118	建長	1249	応永	1394	享和	1801
	寛平	889	保安	1120	康元	1256	正長	1428	文化	1804
	昌泰	898	天治	1124	正嘉	1257	永享	1429	文政	1818
	延喜	901	大治	1126	正文	1259	嘉吉	1441	天保	1830
	延長	923	天承	1131	文応	1260	文安	1444	弘化	1844
	承平	931	長承	1132	弘長	1261	宝徳	1449	嘉永	1848
	天慶	938	保延	1135	文永	1264	享徳	1452	安政	1854
平安時代	天暦	947	永治	1141	建治	1275	康正	1455	万延	1860
	天徳	957	康治	1142	弘安	1278	長祿	1457	文久	1861
	応和	961	天養	1144	正応	1288	寛正	1460	元治	1864
	康保	964	久安	1145	永仁	1293	文正	1466	慶応	1865
	安和	968	仁平	1151	正安	1299	応仁	1467	明治	1868
	天祿	970	久寿	1154	乾元	1302	文明	1469	大正	1912
	天延	973	保元	1156	嘉元	1303	長享	1487	昭和	1926
	貞元	976	平治	1159	徳治	1306	延徳	1489	平成	1989
	天元	978	永暦	1160	延慶	1308	明応	1492		
	永観	983	応保	1161	応長	1311	文龜	1501		
寛和	985	長寛	1163	正和	1312	永正	1504			



平成5年3月31日発行

平成8年3月31日増刷

市川大門町の文化財

●発行●

市川大門町教育委員会

●執筆／編集●

市川大門町文化財審議会

歴史文化特別調査会

●印刷所●

青柳総合印刷(有)